

東日本大震災に係る義援金の募集について（お願い）

既にご承知のとおり、東北地方太平洋沖地震、津波により、東日本各地では甚大な被害が発生しております。

このような事態に際し、商工会といたしましても県内全体の取り組みとして、災害地域の方への支援の一つとして、下記の内容にて義援金を募ることいたしました。

何卒本趣旨をご理解の上、義援金の拠出等にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

義援金の取り扱いについて

皆様から拠出いただきました義援金につきましては、本部である福岡県商工会連合会でとりまとめの上、福岡県および全国商工会連合会を通じて災害地域の方へ送金を行います。

- 当文書は、東日本大震災の支援について、皆様の自主的なご協力をお願いするものであり、商工会として義援金の拠出を強制するものではありません。
- 当義援金は 税法上「必要経費」「損金」に算入できます。

（ただし、非会員企業は損金扱いにはなりませんのでご注意ください）

法人税法基本通達 9-7-15の4 義援金を支出した日の属する事業年度の損金に全額を算入する。

所得税法基本通達 37-9の6 義援金を支出した日の属する年分の当該業務に係わる所得の金額の計算上、必要経費に全額を算入する。

損金算入の企業様 または個人の方は商工会の領収証を発行致しますので、その旨お伝えいただきます様お願い致します。領収証の但し書きには税法適用のため「災害見舞金に充てるために同業団体等へ拠出する分担金」と記します。

- 寄付金扱いではありませんので、寄付金控除の対象にはなりません。
- 募金箱は商工会館です。その際にロビーの掲示板に企業名を掲載しておりますが、義援金額は掲載致しません。

- また口座振込ご利用の皆様は、下記の口座までお振込願います。

福岡銀行 志免支店 (店番)236

普通 1659063 名義 東日本大震災義援金 志免町商工会

会長 伴 義 信 (バン ヨシノブ)

電話番号 (092) 935-1337

ご注意

振込手数料は福岡銀行の本支店窓口のみ不要ですが、福岡銀行 ATM 及び他銀行からの振込みは振込手数料が発生します。

- 組織行為と致しますので、個々のお店、企業様での一般消費者・住民の方への募金受付行為は致しません。なお志免町商工会窓口で行っている旨、お伝えいただくことは差し支えありません。
- 物資の取扱は致しておりません。
物資については福岡県福祉総務課(代表643-3244)へお問い合わせ下さい。

大災害に遭われた企業の皆様はもとより、商工会役員、青年部員、女性部員、商工会職員の安否不明の商工会もあり 全国1,747の商工会組織として「負けないぞ日本 東日本大震災義援金」にご協力お願い致します。